

2. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

環境面での基本方針

・優れた自然環境の保全

豊後水道東沿岸域は、佐田岬半島宇和海県立自然公園及び足摺宇和海国立公園に指定されるなど優れた自然環境を有している。

こうした周辺の自然環境への支障をできるだけ回避するとともに、景観の保全も含め、自然と共生する海岸環境の保全を図るため、ミティゲーション（回避・最小化・代償措置）の視点からの施設整備に取り組む。

・関連機関等との連携による広域的な取組

沿岸域の環境を守るためには、サンゴ群集など貴重な自然環境資源の保護・保全だけでなく、身近に存在する藻場や磯場など海浜生物の生息環境、及び背後地の森林、河川なども含めた広域的な視点が必要である。

そのため、関連機関や関連部署及び地元市町村、地元住民との連携強化を図る。

・事前調査、追跡調査の実施

海岸整備にあたり、特に自然環境への配慮が必要な場合においては、自然環境に関する事前の調査を行い、環境保全に配慮した施設計画等の検討を行う。

さらに、施工時や施工後における追跡調査を実施し、環境保全に配慮した施設の効果を検証し、今後の海岸事業に反映させる。

・保全活動の推進と支援

優れた海岸環境は、次世代に継承していくべき重要な財産であるが、これらの保全のためにはゴミ捨てなどによる海岸環境悪化に対するモラル向上の意識啓発及び地元住民やボランティア等の協力による海岸愛護活動が必要不可欠である。

現在行われている海岸里親制度等の活動をさらに拡大、推進し、こうした活動へ支援や参加しやすい仕組みづくりに取り組む。